

重 要 事 項 説 明 書

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

(令和7年4月1日現在)

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 湖星会
代表者氏名	理事長 湖山 泰成
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	福島県二本松市木幡字東和代65番地1 0243-24-7077
法人設立年月日	平成17年10月17日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム オハナハウス
介護保険指定 事業所番号	0791000037
事業所所在地	福島県二本松市高田1番地1

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人湖星会が開設するグループホーム オハナハウス（以下「事業所」という。）は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護者（以下「利用者」という。）に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	①事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 ②利用者の意思及び人格の尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③利用者及び家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。 ④適切な介護技術をもってサービスを提供する。 ⑤常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(3) 事業所の施設概要

<主な設備等>

居室	個室9室	洗濯室	1室
食堂・居間	1室	事務室	1室
浴室	1室	エレベータ	3人乗り
台所	1カ所	非常災害設備	緊急通報・消火・避難設備

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
利用定員内訳	1ユニット定員9名

(5) 事業所の職員体制

管理者	遠藤 靖大
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	① 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名
計画作成担当者	① 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 ② 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名
介護従業者	① 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	5名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成	① サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 ② 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 ③ （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 ④ 計画作成後においても、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	① 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 ② 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ③ 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 ④ 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	① 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 ② 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	① 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	① 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 ② 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 ③ 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 ④ シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者ごとに担当者を含め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		① 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 ② 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 ③ 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 ④ 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 ⑤ 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 利用料

① 別紙 利用料金参照

② 入院・外泊となる場合は施設規定に基づいた利用料金を支払うものとします。

(3) 請求・支払

(償還払い)

利用者が要介護認定申請中又は保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一旦事業所に一月の利用料金（全額）をお支払い頂きますと、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、各市町村介護保険係の窓口に提出しますと保険給付額（介護報酬額の9割）の払戻を受けられます。

利用料の支払いは、当事業所が当月の料金合計額の請求書を翌月15日までにご利用者に送付し、その請求書に基づき銀行・郵便口座自動引落とし、郵便払込みにより翌月20日までに支払い受けるものとします。当事業所は、ご利用者から料金の支払を受けたときは、ご利用者に対し領収書を発行します。

4 介護サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

相談窓口で受付け、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス計画書作成と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合で終了する場合

サービスの終了を希望する日の3週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合で終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が当事業所を退所した時
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護度区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④ その他

利用者は、以下の場合に文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・当事業所が守秘義務に反した場合
- ・当事業所が利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・当法人が破産した場合

当事業所は、以下の場合に文書で解約を通知することによって即座に契約を終了させていただく場合があります。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・利用者やご家族などが当事業所や当従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(3) 介護サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意していただきます。

- ① 介護サービスの利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証を持参し提示下さい。
- ② 緊急時の連絡先は必ず申し出て下さい。
- ③ 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出て下さい。
- ④ 常備薬、介護用品等は、当従業者に確認の上で持参下さい。
- ⑤ 所持金品は、自己の責任で管理して下さい。
- ⑥ 当従業者による安全管理上の指示には必ず従って下さい。
- ⑦ 当事業所内の設備及び備品等の利用に際しては、当従業者の指示に従い取り扱いには充分ご注意下さい。
- ⑧ 当事業所内での他の利用者への宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
- ⑨ 他の利用者への迷惑になる行為はご遠慮下さい。

5 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

6 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

7 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関

利用者の病状の急変などに備えるため、以下のとおり協力医療機関を定めます。

協力医療機関 独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院
福島県二本松市成田一丁目553番地
TEL 0243-23-1231

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 半沢亮太 ）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

- (2) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・11月）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 苦情受付担当者 齋藤 美香 苦情解決責任者 遠藤 靖大	所在地 二本松市高田1番地1 電話番号 0243-24-1153 ファックス番号 0243-24-1150 受付時間 8:30～17:30
【第三者委員】	安部 匡俊 0243-46-2773 山本 孝浩 024-577-2701
【市町村（保険者）の窓口】	二本松市 高齢福祉課 0243-55-5115
【公的団体の窓口】	福島県運営適正化委員会 024-523-2943 福島県国民健康保険団体連合会 024-528-0040

11 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和7年3月21日
【第三者評価機関名】	運営推進会議
【評価結果の開示状況】	有

12 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、ホームページにおいて公開しています。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
----------------------------	--

	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	遠藤 靖大
-------------	-------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

1 6 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 7 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

18 損害賠償責任

- (1) 介護保険サービス提供に伴って、当事業所の責に帰すべき理由によって利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して、速やかに損害を賠償するものとします。
- (2) 利用者の責に帰すべき理由によって当事業所が損害を被った場合、ご利用者は当事業所に対して、速やかに損害を賠償するものとします。
- (3) 第1項の損害賠償のために、当事業所は、損害賠償責任保険に加入します。

19 その他運営に関する重要事項等について

認知症対応型共同生活介護に関連する政省令及び通知並びに本定めにない、運営に関する重要事項については、利用者及びそのご家族の意見や要望に配慮しつつ社会福祉法人 湖星会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

グループホーム オハナハウス サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面について重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	福島県二本松市高田1番地1
	法人名	社会福祉法人 湖星会
	事業所名	グループホーム オハナハウス
	説明者氏名	印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印